水道使用中止届

月 年 日

(宛先) 前橋市公営企業管理者

下記のとおり、水道の使用中止を届け出ます。

なお、水道使用中止精算料金等については、下記の支払方法により、納入期限までに支払い ます。

お客様番号							
届出人 (使用者)		住 〒					
使用中止日時		年 月 日() 午前・午後 時頃					
使用中止理由		1 転居(市内) 2 転出(市外) 3 建物取壊 9 その他()					
メーター撤去		1 有 2 無					
料金等精算方法		1 口座振替 (領収書 要・不要)2 転居先納入通知書送付3 現地精算4 窓口持参					
給水装置設置場所		前橋市					
納入通知書等の送付先(転居先等)をご記入ください。							
送付先(転居先等)	住 所	〒 一 部屋番号・方書					
	氏名	フリガナ 電話					
届出人以外が持参する場合は、下記を記入してください。							
持参人	届占	出人との関係 ()					
	住所	〒 一 部屋番号・方書					
	氏名	フリガナ 電話					
(分) 1 か法は田中中日はの翌日以降は、か先をは田子4.2 アアがジャイル)							

- (注) 1 水道使用中止日時の翌日以降は、水道を使用することができません。
 - 2 「現地精算」を希望する場合は、希望時間と連絡先電話番号を必ず記入し、係員と調整してください。
 - 3 口座振替により精算料金をお支払いただく場合は、翌月末まで口座解約をしないでください。
 - 4納入通知書により精算料金等をお支払いただく場合は、ご指定の送付先(転居先等)に納入通知書をお送りしますので、 お近くの金融機関、コンビニ等でお支払いください。

受		夕	処		
付	月	日月	理	月	日